

# 恵那市指定管理者制度導入・更新基本方針

## I 制度の概要

市が設置した公の施設の管理運営については、市の出資法人や公共的団体などに委託してきた管理委託制度に代えて、平成15年9月に地方自治法の一部が改正されたことにより指定管理者制度が導入され、民間事業者やNPO法人なども管理を代行することが可能となりました。

この制度は、指定管理者に利用の許可なども含めた包括的な管理運営を任せられるようになったもので、多様化する住民ニーズに対応するなど、民間事業者等が有するノウハウを公の施設にも活用することで、サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的とするものです。

## II 基本姿勢

恵那市では、指定管理者制度導入の当初において、総務省自治行政局長通知による「多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ること」を目標に指定管理者制度の導入を進めてきました。

令和2年度末に約8割の指定管理者制度導入施設の指定管理期間満了に伴い、公の施設の基本に立ちかえり、民間でできることは民間に委ねることを基本に、市民ニーズや社会情勢などを勘案しながら指定管理者制度の継続及び民間移譲並びに廃止を検討していくものとします。

住民サービスの向上を図り、指定管理者施設の「安定的かつ質の高いサービス提供」を目標として、指定管理者制度の活用を図ります。

### Ⅲ 指定管理者制度の留意事項

#### ① 対象施設の確認と設置目的の達成等

個別法（道路法、河川法、学校教育法等）により指定管理者制度の適用が認められない施設やそれぞれの法律や規定において指定管理者に委ねることに制約があるか等、対象施設の確認をおこなった上で、公共施設が設置された目的の達成等について、民間のノウハウを活用することにより住民サービスの向上及び経費の削減等を図られる場合、指定管理者制度を導入・継続することとします。

#### ② サービス水準・安定性・効率性のバランス

より良いサービスを追い求めると同時に、安定的なサービス提供も重要な課題です。その意味で、安易なコスト削減はサービス低下のみならず、サービス提供の継続すら危険にさらすこととなり、特に注意が必要と考えます。指定管理者の経営基盤等に留意するとともに、費用対効果の面から望ましいサービスの水準を検討し、指定管理者の選定や事業実施に反映することにより、効率的で安定した管理運営の実現に努めます。

#### ③ 指定管理者と市とのパートナーシップ

指定管理者と市は、施設の設置目的の達成や施設利用者のニーズを的確に反映した質の高いサービスの提供という、同じ目的を共有するパートナーであることを自覚し、相互に必要な連携を図ります。

そのためには、民間企業やNPO等が創意工夫を発揮しやすいように、適切な業務範囲の設定や業務基準・仕様のあり方に引き続き留意します。また指定管理者の募集の際には、施設の目指す姿や市が指定管理者に求めることを明確にするとともに、施設の現状等について正確な情報提供を行います。

#### ④ 公正・透明な仕組み

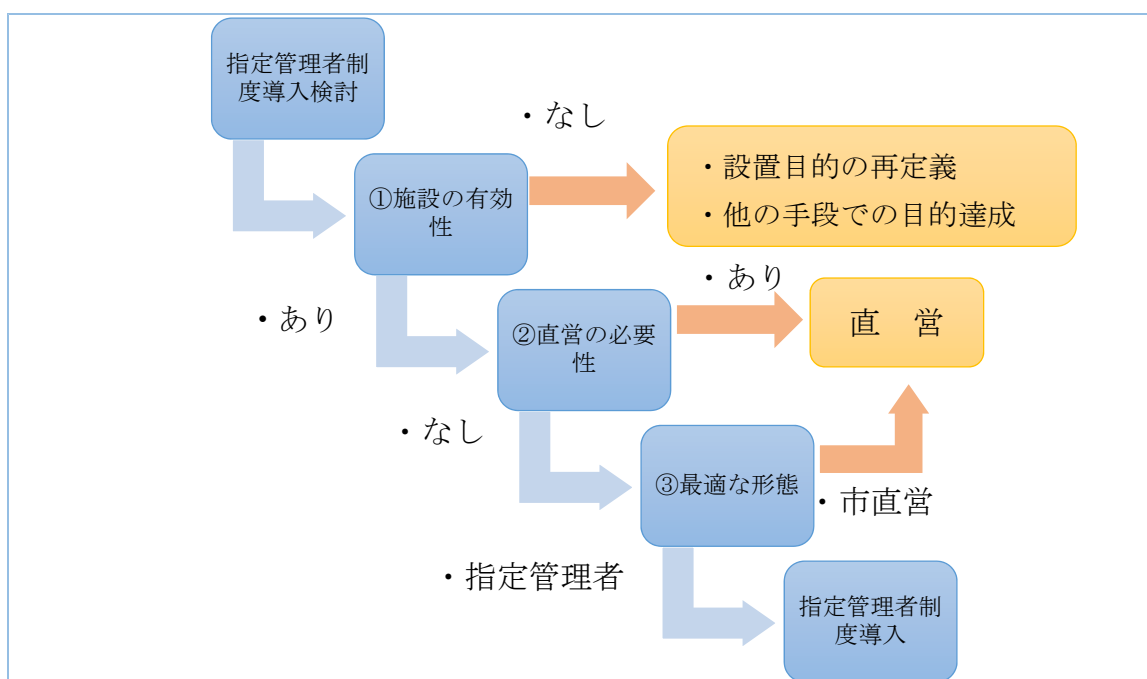
制度導入当初より、公募による指定管理者の指定を基本としておりましたが、特定者指定に係わる基本方針により効率的かつ効果的におこなうことができないと恵那市が認め、住民及び議会に理解を得て大半の施設について特定者指定により地域住民や従前の管理者等へ指定をしてきました。今後も引き続き公正・透明な手続きによる指定管理者の選定や、指定管理者制度が導入されてからはその管理運営状況の適切な公表等に努めます。

## IV 導入施設等の検討

### 1. 導入対象施設の検討

指定管理者制度の導入の検討は、以下の3つの段階を踏み施設ごとに検討した結果を踏まえたうえで、市全体としての視点から調整し、バランスを取りながら進めるものとします。また、常に最適な管理運営形態となるよう、定期的に全ての施設を対象に見直していきます。

#### 【導入対象施設の検討フロー】



#### ① 施設の有効性の確認

指定管理者制度を導入するにあたっては、その施設を設置し運営することにより、設置目的が達成可能であることが大前提となります。

設置当初からの社会状況の変化を捉え、公の施設として設置意義は薄れていないか、民間施設との競合はないか、施設の利用率は低迷していないかなど施設の有効性について点検するとともに受益と負担のあり方（利用者が受けるサービスに対する適正な利用料金の金額）について検討を行います。

有効でない施設については、情勢を見極めながら、施設の目的の再定義や、他の手段での目的達成を検討します。

**【利用料金の金額について】**

施設利用の対価としての利用料金の金額については、条例の定めるところにより指定管理者が市に承認を求めて定めるものとされています。恵那市では、公益的な観点からの妥当性を確保するため、条例では料金の上限額を定めるものとします。

**② 直営の管理の必要性の検討**

施策の達成手段としての妥当性、有効性が確認された場合は、その施設を直営により管理運営する必要があるか検討します。

**【直営で管理運営する必要があると判断される例】**

- ・ 個別法の規定により管理主体が市に限られる。
- ・ その業務に関して、市内部での経験・ノウハウ蓄積が不可欠である。  
(外部から調達することは不可能である。)
- ・ 国、県その他公共団体や市部門と密接な連携が必要である。
- ・ 運営に必要な市内部の条件や制度が、整備されていない。

**【直営で管理運営する必要が乏しいと判断される例】**

- ・ 業務内容が定型化されている。
- ・ 民間において管理手法が確立し、受け手となる事業者が多数存在する。

**③ 最適な管理運営形態の検討（直営と指定管理者との比較）**

上記 ②において、直営で管理する必要性が乏しいと判断された施設について、市が直接管理運営した場合と民間事業者等が管理運営した場合で、どちらがより良いサービスを提供できるか、管理運営コスト、サービスの質、事業やイベントのメニュー等、さまざまな面から具体的かつ総合的に比較して、最適な管理運営形態を検討します。

具体的には、業務の質の維持向上及び経費削減を図るうえで、民間事業者等の創意工夫を適切に反映させる必要性が高いものであるか否であるか論点となります。また、指定管理者に申請する側にとって魅力的な事業となりうるかという点も、より優れた提案を得るという意味で、目標とされる成果を達成するうえで重要なポイントとなります。

## 2. 導入施設の単位

### ①複合施設の取り扱い

複合施設については、管理の効率性や市民から見た管理形態のわかりやすさ、安全管理及び情報管理等の面を鑑み、一つの指定管理者が一括して管理運営をおこなう方向で検討するものとし、それが不可能な場合には最適な切り分けについて施設全体の視点から検討する対応をするものとし、ます。

ただし、異なる目的・機能を持つ施設を一括することによって、応募可能な団体が著しく限定されることのないよう注意するほか、共同事業者による応募の活用などにも留意することとします。

また、指定管理者制度を導入する施設と市直営施設が混在する複合施設においては、施設全体の維持管理を指定管理者が行うことも含め検討するものとし、ます。

### ②複数施設の一括選定

地理的に隣接する施設、性質及び利用者層が類似する施設、同一の条例を根拠として多数存在する施設など、複数の施設を一体的に管理運営することにより効率や効果の面でメリットが認められる場合は、一括して指定管理者を選定するものとし、ます。

ただし、複数の施設を一括することによって、応募可能な団体が著しく限定されることのないよう注意するほか、共同事業者による応募の活用などにも留意することとします。

## 3. 導入時期

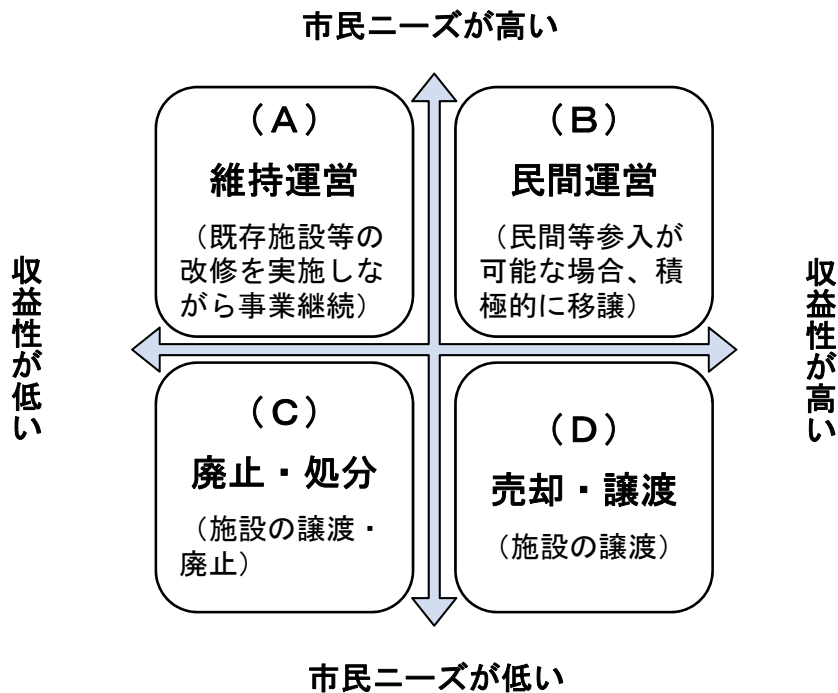
現在直営で管理している施設のうち、指定管理者制度の導入が適当と判断されたものについては、施設固有の問題点への対応、受け手となる事業者やNPOなどの成熟度等も勘案し、順次、指定管理者制度を導入していくこととします。

その際、複合施設又は複数施設における次期調整等にも留意することとします。

## V 指定管理者制度継続の基準

現在、指定管理者制度を導入している施設について、施設の方向性について検討し市が引き続き設置する必要がある施設は、指定管理者制度を継続するものとし、ます。方向性の検討については、次の基準により検討をします。

## 公の施設の方向性を検討するマトリックス



### 具体的な考え方

指定管理者制度導入施設において、次の考え方で具体的な内容を検討し、更新後の指定管理期間を目処に当該施設の利用者や設置箇所地域の協議会との意見等を参考に施設のあり方を決定します。

(A) 市民ニーズが高く、収益性が低い施設は、改修等を行いながら指定管理者制度の継続を基本に考えます。民間のノウハウを活用し、費用の削減を図りながら事業の継続を基本に検討します。

- ①：必要なサービスを提供するため施設の改修を実施し、指定管理料の縮減に努めながら事業を継続します。  
また民間での事業運営が可能な場合、施設の売却、使用貸借又は土地の定期借地権の設定等により事業を継続します。
- ②：耐用年数が経過した施設は、民間施設の活用を第一に検討します。民間施設が無い場合、他の公の施設との複合化をして可能な限りコンパクトな形態とし、指定管理者制度により事業を継続します。
- ③：建て替える場合は、他の2つ以上の公の施設と複合化を図り、指定管理者制度により事業を継続します。

(B) 市民ニーズが高く、収益性も高い施設は、民間への売却を検討し、民間による運営を目指します。公共性が高く民間移譲ができない場合は、指定管理者制度の継続としますが、利用料金制の導入や改修・改築を勘案し利益の積立を行います。

- ①：指定管理制度を導入している施設は、毎年実施しているモニタリングの結果や利用者アンケートを参考に指定管理者期間の更新後、指定管理期間内に売却、譲渡又は使用貸借により、民間による管理運営へ移行します。
- ②：現指定管理者が施設の売却、譲渡又は使用貸借を受けない場合は、他の団体への指定管理者の指定を検討し、指定管理期間経過後、モニタリングの結果や利用者アンケートを参考に指定管理者期間を更新した後、指定管理期間内に売却、譲渡又は使用貸借により、民間による管理運営へ移行します。  
なお、使用貸借とした場合、施設の修繕、建替は施設使用者の負担により実施することとします。

(C) 市民ニーズが低く、収益性も低い施設は、受益者への売却・譲渡を基本とし、民間への売却、廃止とします。

- ①：地域集会所などの指定管理者制度導入施設は、指定管理期間の更新後、指定管理期間内に地域自治会等（受益者）へ無償譲渡とします。地域自治会等が無償譲渡を受け入れられない場合は、指定管理期間終了後、民間への売却又は廃止とします。  
廃止と決定した場合、補助金等の返還や維持管理経費等を勘案し、適正な時期まで施設を閉鎖することとします。
- ②：受益者もなく、利用頻度の低い指定管理者制度導入施設は、指定管理者への売却を第一とし、民間への売却や取り壊しも検討しながら施設を廃止します。

(D) 市民ニーズが低く、収益性が高い施設は、毎年実施しているモニタリングの結果や利用者アンケートを参考に、指定管理者を基本に施設の売却を進めます。

## VI 指定管理者選定の基準

### 1 公募の原則

指定管理者制度の趣旨を踏まえ、指定管理者の選定は公募を経て行うことを原則とし、多種多様なノウハウやアイデアを持つ事業者から最も優良な管理を行いうる者を指定管理者として選定します。

### 2 公募による選定の特例

指定管理者の公募を行わずに特例（特定者指定）として、選定することができるのは、以下に掲げる場合とします。候補者の選定に当たっては公募を行った場合と同様の審査を行う（緊急の場合は除く）など、事業効果や公募を行わない理由について、十分な説明に努めることとします。（特定の者しか効率的かつ効果的に行うことができないと地方公共団体が認める場合などは、住民や議会の理解を得つつ、指定管理者を指定することも法律上妨げられているものではない）

#### ○選定の特例基準

##### （1）対象が明らかに限定される場合

- ① 専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定されるとき

##### （2）急を要する場合

- ① 直ちに新たな指定管理者を指定しなければ著しく公益性が損なわれる恐れがある施設で、管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき

##### （3）地域住民の参画が既に行われている場合

- ① 地域住民の参画を積極的に活用した施設で、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる者を指定するとき
- ② 地域自治の振興などの目的のため、地元住民団体が管理運営している施設
- ③ 地域との結びつきが強い施設で、地域の自治会、NPO等を指定するとき
- ④ 施設の性格、規模及び機能等を勘案し公募に適さないとき



(4) 従前管理者等に移行することが望ましい場合

- ① 現に施設の管理をしている事業者等、又は現に施設の一部を管理している事業者等に管理を委ねることで安定したサービス提供及び事業効果が相当程度期待できるとき
- ② 管理運営業務に専門性や継続性が求められる施設であり、現在の管理受託者が指定されないと、当該受託管理者の経営や組織体制に大きな影響がある施設
- ③ 特定の財団法人が管理運営することが寄附の条件となっている施設

※なお、指定管理者を（1）により特定者指定をした場合を除き、基本的には、更新時において、特定者に施設を売却若しくは移譲することとします。

**公の施設の管理運営方法の基本的なフローチャート**

